

■子ども食堂運営支援事業

	令和5年度	令和6年度
「地域との交流事業経費」の内数の撤廃	①「食事提供事業経費」：年度上限額52万円 ②「地域との交流事業経費」：年度上限額12万円 ①②の年度合計上限額 <u>52万円</u>	①「食事提供事業経費」：年度上限額52万円 ②「地域との交流事業経費」：年度上限額12万円 ①②の年度合計上限額 <u>64万円</u>

■新型コロナウイルス感染症対策子どもの食サポート事業

	令和5年度	令和6年度
補助基準額の減額	1回実施につき <u>2万円</u>	1回実施につき <u>1万円</u>
上限額の減額	年上限額 <u>120万円</u>	年上限額 <u>52万円</u>
利用者負担金	<u>無料</u> で宅配又は持ち帰りにより弁当を提供すること。	<u>無料又は安価での</u> 宅配又は持ち帰りにより弁当を提供すること。 1回実施に係る補助基準額が減額となったことから、運営費用補填のため、実費程度の負担金を利用者から徴収する取組も対象とする。

※新型コロナウイルス感染症対策子どもの食サポート事業補助金は、令和6年度末をもって廃止となります。